京都銀行

変 動 金 利 定 期 預 金 規 定

（2024 年 7 月 1 日以降新規受付停止）

＜一般型変動金利定期預金規定＞

１．預金の支払時期等

この預金は、通帳・証書記載の満期日以後に支払います。

２．利　息

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日まで日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳・証書記載の中間利 払利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳・証書記載の利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

＜自動解約型変動金利定期預金規定＞

３．預金の支払時期

この預金は、通帳・証書記載の満期日に自動的に解約し、支払います。この場合、元利金はあらかじめ

指定された預金口座に入金するものとします。

４．証書の効力

満期日に証書式のこの預金の元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

５．利　息

前記２に記載の一般型変動金利定期預金と同様に取扱います。
ただし、前記 2.（1）①Ａの方法は中間払利息を指定口座に入金できない場合に限ります。

＜自動継続型変動金利定期預金規定＞

６．自動継続

(1) この預金は、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率（ただし、預入金額が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合は、自由金利型定期預金の店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える（または差引く）方式により算定するものとします。
ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
(3) 前項の利率算定方式は金融情勢の変化等により変更することがあります。なお、利率算定方式を変更した場合には、新しい利率算定方式は変更日以後に継続される預金から適用します。
(4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

７．利　息

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 6.（2）の利率。以下、これらをそれぞれ 「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。単利型のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ）から満期日の前日までの日数について計算し、次のと

おり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳・証書記載の中間利払利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 6.（2）の利率）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳・証書記載の利率（後記９により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 6.（2）の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

＜共通規定＞

８．預金の解約、書替継続

(1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。

(3) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(4) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をおことわりするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団

準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第２条１号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為

B　暴対法第９条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為

C　第三者に暴対法第９条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為

D　その他前各号に準ずる行為

９．利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金M型）の店頭表示の利率（ただし、預入金額が当行所定の自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合は、自由金利型定期預金の店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える（または差引く）方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

10．付利単位、満期日前解約

(1) この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

(2) 複利型のこの預金を第８条第 1 項により満期日前に解約する場合および第８条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　　約定利率×20%
③ １年以上１年６か月未満　　約定利率×30%
④ １年６か月以上２年未満　　約定利率×40%
⑤ ２年以上２年６か月未満　　約定利率×50%
⑥ ２年６か月以上３年未満　　約定利率×60%

ただし、②から⑥の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

(3) 単利型のこの預金を第８条第 1 項により満期日前に解約する場合および第８条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨て）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A　預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

（A）　６か月以上１年未満　　約定利率×50%
（B）　１年以上２年未満　　約定利率×70%

ただし、（A）および（B）の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

B　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

（A）　６か月以上１年未満　　約定利率×20%
（B）　１年以上１年６か月未満　　約定利率×30%
（C）　１年６か月以上２年未満　　約定利率×40%
（D）　２年以上２年６か月未満　　約定利率×50%
（E）　２年６か月以上３年未満　　約定利率×60%

ただし、（A）から（E）の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

以上

2024 年 7 月 1 日現在